

名張市建築物耐震改修促進計画

【第二次計画】

令和3年3月

名 張 市

<u>第1章 はじめに</u>	
1	計画策定の背景 1
2	計画の位置づけ 2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1	計画の目的等 3
	(1) 計画の目的 3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物 3
2	想定される地震と被害の状況 8
	(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性 8
	(2) 想定される地震 8
	(3) 想定される建物被害 10
3	建築物の耐震化の現状 11
	(1) 住宅の耐震化の状況 11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況 12
<u>第3章 計画の方針</u>	
1	計画の基本方針 13
2	基本的な取組方針 13
	(1) 建物所有者の主体的な取組 13
	(2) 市の支援 13
	(3) 関係者との連携 13
3	計画の目標 14
	(1) 住宅の耐震化の目標 14
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標 18
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>	
1	住宅の耐震化 20
	(1) 木造住宅の耐震化の支援 20
	(2) 住宅の耐震化の促進 20
2	建築物の耐震化 23
	(1) 建築物の耐震化の促進 23
	(2) 計画的な耐震化の推進 24
	(3) 多様な主体との連携 25
3	まちの安全対策 26
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策 26
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発 28
4	その他建築物の地震に対する安全対策 29
<u>参考資料</u>	
1	名張市が実施している補助事業等 31

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだ山積みとなっています。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成22年度から「名張市耐震改修促進計画」、続いて平成28年度から「名張市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「名張市建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」を関連法令として、耐震改修促進法第6条に基づく市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

またその取組方針や目標は、「名張市総合計画『新・理想郷プラン』」、「名張市地域防災計画」、「名張市都市マスタープラン」、「名張市国土強靱化地域計画」及び「三重県建築物耐震改修促進計画」の各計画と整合し、策定しています。

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、市及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、名張市全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条)及び要安全確認計画記載建築物(同法第7条)をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物(同法附則第3条)も含まれます(表2-1)。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)			
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積 1,500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上			
			(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
			(3) 避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
			(4) 防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

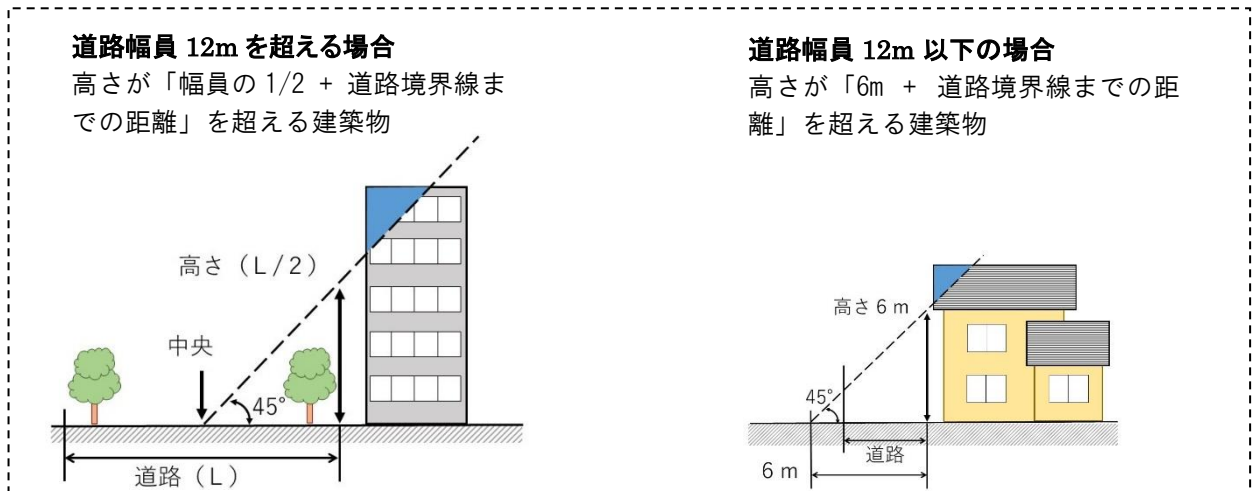
【表 2-2】 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類	数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
	第五号	マッチ	300マッチトン
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第八号	液化ガス	2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	200トン	

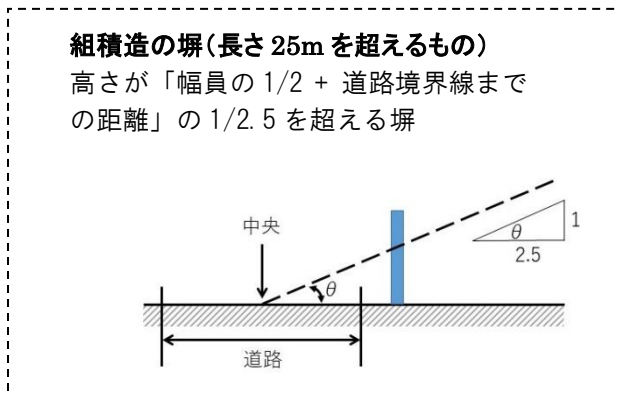
- 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

- 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物
なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

- 所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項）

建築主事を置く市をいい、その他の市町については県をいう。ただし名張市においては、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物のみが対象。

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和3年1月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%～80%としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

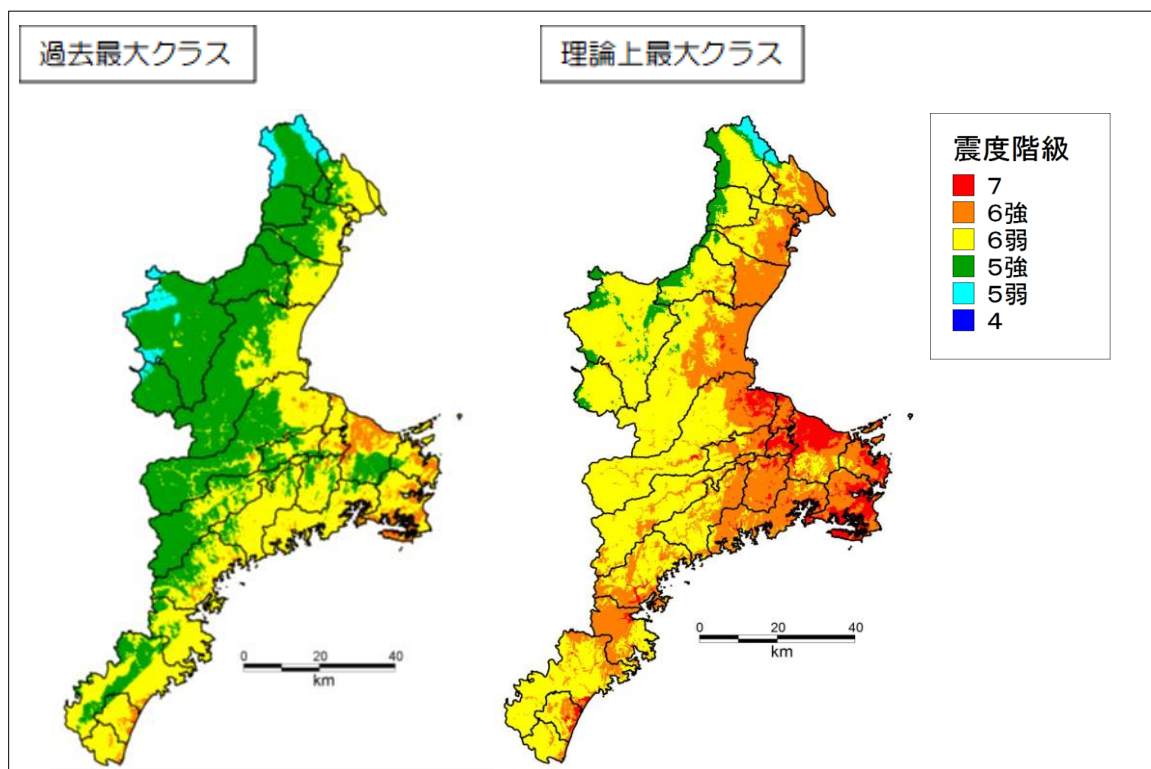
三重県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の巨大地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

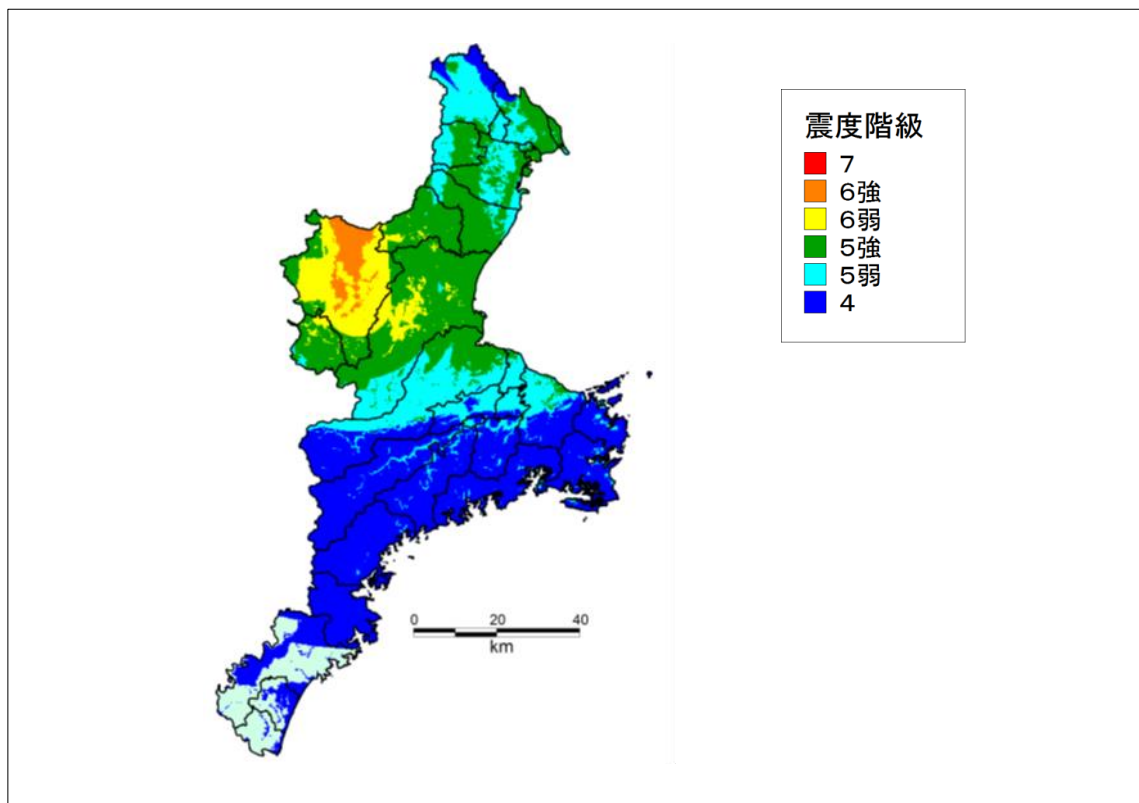
そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、本市に深刻な被害をもたらすことが想定される活断層として頓宮断層を選定し、被害予測を行っています。

【図 2-3】 南海トラフ地震による強震動の比較



平成 26 年 3 月 三重県地震被害想定調査結果より

【図 2-4】 頓宮断層を震源とする地震による強震動予測結果



平成 26 年 3 月 三重県地震被害想定調査結果より

【表 2-3】地震被害想定及び既存被害想定における最大震度一覧

内閣府想定 (2012年)	今 回 想 定			三重県想定 (2005年)
	南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	頓宮断層	
6弱	6強	6弱	6弱	5強

(3) 想定される建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、市全域で約20棟の建物被害が予測され、すべて揺れにより全壊すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる頓宮断層地震では、市全域で約100棟の建物被害が予測され、すべて揺れにともない全壊すると予測されています。

【表 2-4】南海トラフ地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災)

(単位:棟)

	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラス	約20				約20
理論上最大クラス	約600		約10	約10	約600

【表 2-5】頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災)

(単位:棟)

	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
三重県想定	約100		約10		約100

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」といいます。）によると、平成30年の空き家等を含む住宅総数は35,490戸でした。この統計調査をもとに、空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、平成30年度の住宅総数は30,390戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は26,521戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」といいます。）は87.3%となります。

一方、耐震性のない住宅は3,869戸（12.7%）と推計され、平成15年統計調査時点の6,080戸（22.0%）から15年間で2,211戸減少しています。

また、令和元年度時点を推計すると、住宅総数30,594戸のうち、耐震性のある住宅は26,839戸（87.7%）、耐震性がない住宅は3,755戸（12.3%）となります。

【表2-6】名張市における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

名張市内の住宅戸数		H15年度	H20年度	H25年度	H30年度	R01年度
住宅総数		27,670	28,660	29,900	30,390	30,594
耐震性のある住宅戸数(①+②)		21,590	23,934	25,555	26,521	26,839
耐震化率		78.0%	83.5%	85.5%	87.3%	87.7%
昭和56年以降建築①		18,960	21,300	23,660	24,270	24,600
昭和55年以前建築の住宅総数		8,710	7,360	6,240	6,120	5,994
耐震性あり	木造住宅(※1)	1,400	1,509	1,447	1,403	1,405
	木造以外の住宅(※2)	1,230	1,125	448	848	834
	計②	2,630	2,634	1,895	2,251	2,239
耐震性なし	木造住宅(※1)	5,810	4,371	4,203	3,456	3,360
	木造以外の住宅(※2)	270	355	142	413	395
	計	6,080 (22.0%)	4,726 (16.5%)	4,345 (14.5%)	3,869 (12.7%)	3,755 (12.3%)

この表の値は統計調査の結果から市において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成30年度時点で4,870戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

特定の建築物のうち、市内の多数の者が利用する建築物は令和元年度末時点で196棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が144棟、旧耐震基準で建築された建築物は52棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は26.3%となっています

また、名張市における多数の者が利用する建築物の耐震化率^(※)は、91.3%となっています。

【表2-7】名張市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年 度		名張市における多数の者が利用する建築物 計			
			市有建築物	県有建築物	民間建築物
H27	建築物総数	173	49	22	102
	耐震性のある建築物数 (①+②) (耐震化率)	158 (91.3%)	49 (100%)	22 (100%)	87 (85.3%)
	新耐震基準建築①	120	28	10	82
	旧耐震基準建築 計	53	21	12	20
	耐震性あり②	38	21	12	5
	耐震性なし	15	0	0	15
R1	建築物総数	196	54	17	125
	耐震性のある建築物数 (①+②) (耐震化率)	179 (91.3%)	54 (100%)	17 (100%)	108 (86.4%)
	新耐震基準建築①	144	31	9	104
	旧耐震基準建築 計	52	23	8	21
	耐震性あり②	35	23	8	4
	耐震性なし	17	0	0	17

※ 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

※ 令和元年度に建物の見直しや譲渡により旧耐震基準建築数は平成27年度と異なっています。

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）における10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全壊棟数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年までにおおむね解消としています。

その基本的な方針を踏まえ、本計画では、新たに耐震診断義務付け建築物に対する目標を加えて、令和7年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、市民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また市は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、市、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に三重県と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標 1. 住宅の耐震化	目標：耐震化率 90%以上 (R2 年度推計値：88.2%)
参考指標：旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数	指標：耐震化未実施率 49%以下 (R2 年度推計値：58.3%)

① 住宅の耐震化の現状と課題

(前回の計画の目標に対する実績)

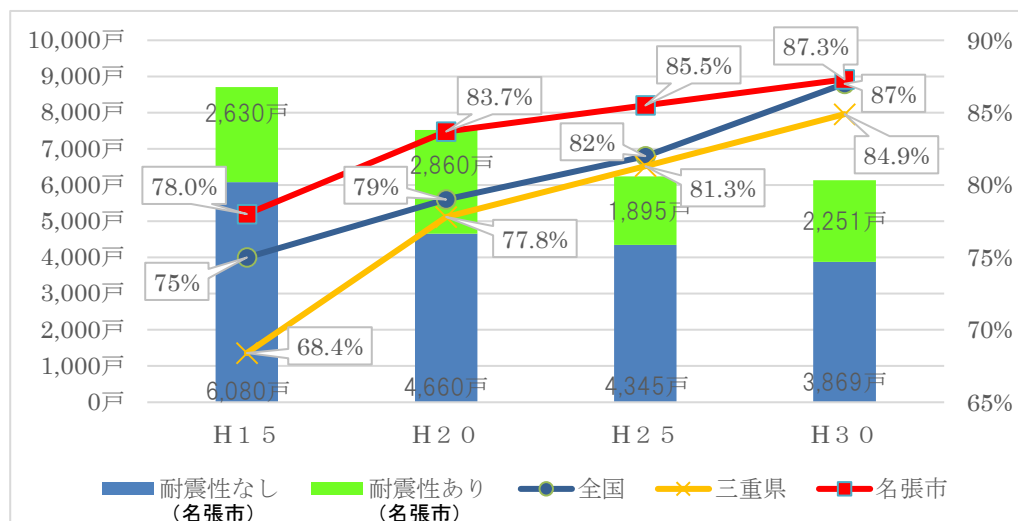
市では、5年前(平成28年度)に策定した計画において、国の目標である耐震化率では、耐震化の取組実績とは関係しない新築等の戸数によって大きく影響を受けるため、これとは別に、市独自の目標として、「平成25年度時点の旧耐震基準の住宅数(6,240戸)のうち、耐震性のない住宅(4,345戸)の割合(69.6%)」を、令和2年度に59.3%以下に低下させると設定しました。

この市の目標に関しては、令和2年度末の耐震性のない住宅が3,641戸と推計され、平成25年度の6,240戸に対する割合は58.3%となり、目標値59.3%以下を達成することができました。

(耐震化率の進捗状況)

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)において、国は全国の住宅の耐震化率を平成27年までに90%、平成32年までに95%とする目標を設定していましたが、平成30年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は約87%、また三重県における住宅の耐震化率は84.9%でした。

一方、名張市における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成30年度推計値で87.3%に止まり、全国の耐震化率とほぼ同じとなりましたが、全国、三重県、名張市それぞれが目標である令和2年までに耐震化率95%の達成は、困難な状況となっています。



【図 3-1】名張市、三重県及び全国の耐震化率等の推移

（耐震関係補助実績の推移）

市では、平成16年度以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設け、県と連携して耐震化を推進してきました。耐震診断の補助件数は、補助制度開始後増減を繰り返し、東日本大震災の翌年である平成23年度に増加し、以降は減少傾向が続いています。

（耐震補強件数低迷の原因と課題）

三重県が実施した「令和元年度 防災に関する県民意識調査」結果によると、耐震改修を行わない理由として、58.5%の県民が「補強工事費に多額の費用がかかるから」と回答しており、名張市においても同様の意見をよく耳にします。

この背景として、旧耐震基準（昭和56年5月以前）の大半の住宅が、すでに概ね40年以上経過し、多くの高齢の所有者にとっての金銭的な負担の重さや工事中の使用制限や工事後の使い勝手への制約に加え、補助金の交付申請等の手続に対する負担感などが挙げられます。

また、補強工事補助制度が創設され、15年以上経過していることから、防災意識が高い所有者は、すでに工事を実施済である一方、補強工事を未実施の所有者の防災意識は、あまり高くない可能性があります。

これらのことから、耐震補強工事に要する費用の低廉化とともに、補強工事に対する一層の意識の向上を促すことが必要と考えます。

（耐震補強補助対象工法の拡大の課題）

耐震補強の補助対象工法については、平成24年度まで、耐震改修促進法に基づく告示（平成18年国土交通省告示第184号）に定められている工法のほか、一般財団法人日本建築防災協会において、その耐震性能について適正と評価された工法のみを補助対象として取り扱ってきました。

その後、民間において多種多様な工法が開発され、工事費の削減や工期の短縮が可能となってきていることから、平成25年度より、このような工法のうち、公的機関等により耐震性能について適正と評価された工法については補助対象として取り扱うこととしてきました。

しかしながら、その後5年以上が経過したものの、設計者や工事業者がこのような新しい工法を学ぶ機会が少ないなどの理由から、三重県内において新しい工法の採用と普及はあまり進んでいません。

② 住宅の耐震化の目標

（採用する目標）

前計画で設定した目標（平成25年時点の昭和55年以前の住宅数に対する耐震性のない住宅の割合＝「耐震化未実施率」）は、全国の目標値（「耐震化率」）とは比較できず、また、耐震化の進捗状況がわかりにくいことから、今後5年間の目標設定においては、

改めて国の耐震化率を目標として採用するとともに、従前の目標については参考指標として算出することとします。

【表 3-1】 目標値の算定式

目標	耐震化率	(耐震性のある住宅数 =S55年以前の耐震性のある住宅数+S56年以降の住宅数) ／(住宅総数)
参考 指標	耐震化 未実施率	(耐震性のない住宅数) ／(H25時点のS55年以前の住宅数=6,240)

(目標値の設定)

前述のとおり、耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は、耐震化率95%の目標を令和2年から令和7年に5年間スライドさせる見込です。

名張市においても、市内の耐震化率の推移を踏まえつつ、耐震化の推進に向け、積極的に取り組むことを前提としつつ、以下のとおり目標値を設定するものとします。

近年の耐震補強戸数、新築着工戸数、除却戸数が同水準で推移したとすると、令和7年度の住宅総数(31,818戸)に対する耐震性のある住宅(28,750戸)の割合(耐震化率)は90.4%となり、5年スライドしても95%の目標値には遠く及びません。

95%の耐震化率を達成するためには、令和7年度に30,230戸の住宅において耐震性を備えている必要があり、令和元年度の耐震性のある住宅数26,839戸との差分3,391戸について新築、除却、建替も含めて耐震化を図る必要があります。その実現のためには、毎年218件の耐震補強が必要となり、これら全てが補助を受けないとしても、令和元年度の補強補助実績2件と比較すると100倍以上の件数となるため、現実的ではありません。

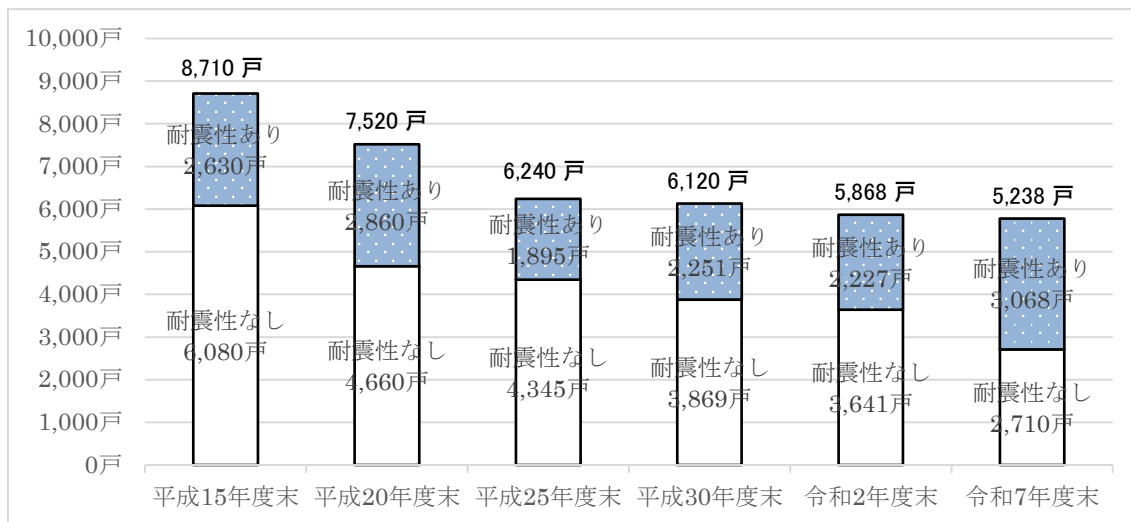
そこで、県や関係団体とも密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や、補助制度の見直し等の対策を講じることにより、直近の耐震補強補助実績2件/年の3倍にあたる6件/年の補助を目指すことで、令和7年度に耐震化率90.4%以上を達成すべく、目標値として設定することとします。

なお、耐震化未実施率についても、これらの取組によって、令和7年度に49.2%以下の達成を目指します。

【表 3-2】 名張市における住宅耐震化の目標

名張市における住宅戸数		R2年度 前計画時の想定数値	R2年度 現時点での推定値	R7年度 年6戸の補強補助が実現した場合 【目標】
住宅総数		31,462	30,798	31,818
耐震性のある住宅戸数 (①+②)		27,759	27,158	28,750
耐震化率 (目標)		88.2%	88.2%	90.4%
昭和56年以降建築①		25,943	24,930	26,580
耐震化未実施率 (参考指標) (平成25年度比) (③/6,240)		59.3%	58.3%	49.2%
昭和55年以前建築の住宅総数		5,519	5,868	5,238
耐震性あり	木造住宅	1,477	1,406	1,414
	木造以外の住宅	339	821	756
	計②	1,816	2,227	2,170
耐震性なし	木造住宅	3,596	3,254	2,721
	木造以外の住宅	107	387	347
	計③	3,703 (11.8%)	3,641 (11.8%)	3,068 (9.6%)

(単位：戸)



【図 3-2】 名張市における昭和55年以前建築の住宅の耐震化

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び市が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表 3-3】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等 上記以外
			II	I以外の建築物（付属建築物等）

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

① 公共建築物の耐震化の目標

市有建築物では、多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成27年度末時点において耐震化が完了していることから、引き続き、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。(市有施設の建築物の耐震化 現状値：100%)

【表3-4】市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (平成27年度末)

用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	
		a=b+c	b	c		d=b/a
A	I	43	43	0	100 %	
	II	0	0	0	—	
B	I	1	1	0	100 %	
	II	1	1	0	100 %	
C	I	賃貸住宅等	1	1	0	100 %
		上記以外	3	3	0	100 %
	II	0	0	0	—	
計		49	49	0	100 %	

(単位：棟数)

② 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物の耐震化の目標は、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBを対象とし、令和7年度末までに耐震化率95%とします。

(民間建築物の耐震化(用途分類A、B) 現状値：92.5% 目標値：95%)

【表3-5】民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

用途分類	重要度による分類	平成27年度末時点				令和元年度末時点			
		建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
		a=b+c	b	c	d=b/a	a=b+c	b	c	d=b/a
A	I	21	19	2	90.5 %	27	25	2	92.6 %
	II	0	0	0	—	0	0	0	—
B	I	7	7	0	100 %	13	12	1	92.3 %
	II	0	0	0	—	0	0	0	—
計		28	26	2	92.9 %	40	37	3	92.5 %

(単位：棟数)

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

※ 令和元年度に建物の見直しや用途変更により旧耐震基準建築数は平成27年度と異なっています。

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

市では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

① 旧耐震基準木造住宅に対する支援

市は、引き続き、旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断、補強設計及び耐震補強工事の補助制度を支援するとともに、「補強工事費に多額の費用がかかるから耐震改修を行わない」という県民意識調査の結果や、その背景から見えてきた課題を解決するため、関係団体や三重県と連携を図りながら、耐震補強工事の低廉化を進めるべく、より詳細に耐震診断を実施できるように耐震診断方法を見直すことや低コストの補強工法を積極的に採用するなどの取組を推進します。

また、居住中の住宅除却への補助等、有効な施策の普及について検討します。

② 補助金に係る代理受領制度導入の検討

補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、市から申請者である住宅の所有者に支払われるため、一時的ではあるものの補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。このことが設計や工事へ進まない要因の一つになっていると考えられることから、補助金の申請者である所有者の委任により、設計や工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」について、所有者の負担軽減を図れるよう検討します。

(2) 住宅の耐震化の促進

市では、住宅の耐震化の促進のため、市民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保

都市整備部営繕住宅室において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般について相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせて耐震改修が行われるよう誘導していきます。

② みえの住まいの人財バンクの活用

三重県では、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門家の技術・知識の向上や、住民相談に対応できる専門家を養成するため、「住まい改修アドバイザー研修」等様々な研修を開催し、住まい改修アドバイザーを養成し、「みえの住まいの人財バンク」への登録を行っており、専門家による相談体制の充実を図るため、「みえの住まいの人財バンク」への登録を促しています。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35912031377.htm>)

③ 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域における未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を県や関係団体と連携し実施していきます。

なお、これらの直接的な普及啓発に係る取組については、名張市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、継続的かつ効果的に推進していきます。

④ 市広報やインターネット等を活用した情報提供

広く市民のみなさんに情報を提供するため、市広報のほか、市ホームページ、新聞やラジオ等のマスメディアを活用して耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

⑤ 防災教育を通じた啓発

学校での防災教育において、児童・生徒や参観した保護者等に住宅耐震化の重要性を認識して貰うとともに、子どもから親や祖父母等へ伝えて貰うことで、家庭内での住宅耐震化に関する問題意識の醸成を図ります。

⑥ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、市民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、地域づくり組織や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織においては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合があることから、市においては専門家と協働し、住宅耐震説明会や各戸訪問による啓発等を実施することで、地元組織の取組に対して支援を行っています。

また、指定避難場所や防災関係機関を表示し、想定される地震による揺れの程度など

保 存 版

名張市防災マップ

わが家の防災メモ

- わが家の避難場所
(地域で決められた場所)
- 家族の集合場所
(緊急事態発生時に行くべき)
- 集合時の連絡先
(揺れが止まらないうちまで連絡できる)
- 非常時の準備
(持ち出し袋の準備など)

災害時緊急連絡先

機関名	電話番号	機関名	電話番号
名張市役所	0595-63-2111 (FAX)	名張市上下水道部	0595-63-4114 (FAX)
	0595-63-2110 (FAX)	名張市警察署	0595-63-5911 (FAX)
名張消防署	0595-63-0999	申請センター	0595-62-0110
名張市立病院	0595-61-1100	名張市バスセンター	0120-095-315
名張市応急診療所	0595-63-3913	名張近鉄バス	0595-65-2311

名張市防災マップとは？

指定避難場所や防災関係機関及び土砂災害危険箇所等を表示した市内全域のマップです。ご自宅や通勤・通学先等、普段よく行くところの最寄り避難場所の位置や安全な避難経路を確認してください。また、三重県が公表する南海トラフ地震の被害想定調査結果や気象庁が発表する防災気象情報等も参照して、いざという時に落ち着いて行動できるように家族や地域内で防災会議を開いてください。

名張市 住所：三重県名張市中央1丁目1番1号
企画課総務 危機管理課 電話：0595-63-2711 (直通)

企画課総務 危機管理課 作成：平成27年3月

を分かりやすく認識できる「名張市防災マップ」を作成し、地元組織が自主的な防災活動や耐震化に円滑に取り組めるよう、支援を行っています。

引き続き、こうしたマップ等も活用し、地元組織との連携を深めていきます。

⑦ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和 56 年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成 12 年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

一方で、耐震診断に係る日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成 26 年 12 月 17 日。「平成 12 年 5 月以前の木造住宅 90%超の住宅が耐震性不足」等。）や、阪神・淡路大震災に係る旧建設省の調査結果（平成 7 年 8 月。被害は「木造建築物については、昭和 56 年以前のものが多い」等。）が報告されています。また、熊本地震での建築学会の調査結果では、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までの木造住宅（以下、「新耐震基準木造住宅」といいます。）についても、被害数は昭和 56 年 5 月以前に比べ少ないものの、一定数被害が見られます。

三重県では、新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置や仕口金物の仕様によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は維持管理によっては腐食等により耐震性が低下する可能性があることを注意喚起し、所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを広く啓発していくとし、また、耐震化支援に係る補助制度の新耐震基準木造住宅への対象拡大については、慎重に検討を進めることとしています。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の促進

市では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行います。

① 耐震化を促進する環境整備

市では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

(建築物の所有者への周知)

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。必要に応じ、市のホームページなどを活用して、関係する法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

(相談窓口での情報提供)

市の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所管行政庁では、所有する建築物が、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、県や市の窓口では、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

(専門家・事業者の育成等)

耐震診断を実施する有資格者等について、一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図ります。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供を行います。

② 市有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

市有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、市のホームページ等で公表しています。

③ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導、命令等

耐震診断が義務付けられた建築物については、正当な理由がなく、耐震診断を実施しない場合、建物所有者に対し、耐震改修促進法第8条に基づき、相当の期限を定めて、診断の結果を報告するよう命令し、その旨を公表します。公表は、所管行政庁より耐震改修促進法に基づくことを明示し、市公報への登載やホームページへの掲載等の方法で行います。

また耐震診断が義務付けられた建築物は、同法第11条に基づき耐震改修を行う努力義務があることから、建物所有者に対し、耐震改修の必要性を説明し、その実施を促すため、同法第12条等に基づく啓発文書の送付などにより必要な指導、助言を行います。

耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、その建築物の防災上の重要性や危険性などを踏まえ、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。

さらに指示を受けた建物所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震改修を実施しない場合は、同法第12条第3項に基づきその旨を公表します。公表にあたっては、建物所有者による耐震改修の実実施計画の有無など、計画的な耐震改修の実施の見込みを勘案して判断します。公表の方法は、命令に基づく公表と同じとします。

同じく耐震改修促進法第14条に基づき耐震診断の努力義務が付された特定既存耐震不適格建築物(耐震診断が義務付けられたものを除く)についても、必要に応じて指導、助言あるいは指示を行います。

(建築基準法による指導、助言、勧告又は命令の実施)

原則として、耐震改修促進法第12条又は第15条に基づく指示及び公表を行ったにもかかわらず、建物所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第9条の4の規定に該当する建築物についてはその建物所有者等に対し、同条の規定に基づく必要な指導及び助言を行い、さらに同法第10条の規定に該当する建築物については、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

(三重県との連携)

耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導あるいは指示にあたっては、三重県と連携し行います。

(2) 計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度の活用を推進します。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用することができます。

① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和(耐震改修促進法第17条)

耐震改修を行う際に、床面積が増加することなど建築基準法上の問題から、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありますが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて容積率、建蔽率、あるいは耐火建築物における防火規定の特例措置が認められます。これにより、耐震改修における工法の選択肢を広げることができます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度(耐震改修促進法第22条)

建物所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2) (耐震改修促進法第 25 条)

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されます。

(3) 多様な主体との連携

市は、関係部局との連携はもとより、施設関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、施設関連団体等（旅館組合等）と連携し、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

三重県では、地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定しました。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物（※1）という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和8年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けます。（※2）ただし、同条による報告期限が令和3年3月31日であったものを除くとともに、すでに報告期限を迎えたものについては、今後はその結果の公表を進めます。

市では、当市区域内に所在する、三重県において指定された耐震診断義務化対象路線等の沿道の道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進します。

また通行障害既存耐震不適格建築物のうち組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号に定めるもの）については、第1次緊急輸送道路には該当するものがないため、報告期限を定めていません。

（※1）P7「通行障害既存耐震不適格建築物」参照

（※2）名張市については、建築基準法第6条第1項第4号に規定の建築物を対象とし、それ以外の建築物は三重県へ報告することになります。

(耐震診断指示対象路線の指定)

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物（※1）の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

また市では、当市区域内に所在する、三重県において指定された耐震診断指示対象路線の沿道の建築物について、耐震化を促進します。

（※1）P7「通行障害既存耐震不適格建築物」参照

【表 4-1】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路
(名張市関係)

路線 番号	路線名	区 間		連絡路線(拠点)名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路					
一般国道(県管理)					
165	一般国道 165 号	名張市安部田	津市雲出本郷町	奈良県境	一般国道 23 号

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第 10 条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修の実施に必要な費用を負担します。

③ 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、老朽木造住宅が集積している既成市街地について地域の実情に合わせた耐震化を検討し、促進します。

特に、老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは必ずしもまちの安全性が実現されとは限りません。

老朽木造住宅の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくもので、まちの安全性の確保にもつながります。また、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化についても検討します。

④ 空き家対策

平成 30 年住宅・土地統計調査によると、空き家は住宅総数の 16.6% (約 5,050 戸) を占めています。今後も空き家が一層増加すると予測されることから、管理不全の空き家も増加するものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、除却等の支援を検討し、まちの安全性を確保します。

⑤ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

近年の自然災害によって、全国で多くの土砂災害が発生していることから、「土砂災害特別警戒区域」や、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域」、同法第 40 条の規定に基づく建築が制限される区域は、地震時等に、がけの崩壊等のおそれが大きいため、これらの区域からの移転のために要する既存住宅の除却費及び移転先での住宅建築に係る借入金に対する利子補給の補助を受けることができる「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

三重県では、平成 25 年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老—桑名—四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 防災マップの作成

市では、南海トラフ地震や土砂災害による被害を軽減させるため、各災害に応じ、その対応に必要な情報を分かりやすく提供するために「名張市防災マップ」を作成しています。

また、県においては、さまざまな自然災害に県民の方々に備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

4 その他建築物の地震に対する三重県の安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページで掲載するとともに、定期にパトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発に努めています。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発に努めています。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る新たな基準が建築基準法で定められたことから、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発に努めています。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発に努めています。

⑤ 長周期地震動への対策

固有周期の長い超高層建築物等（高さが 60m を超える建築物及び地階を除く階数が 3 を超える免震建築物）が地震動の周期と共振した場合、比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間発生することが指摘されており、平成 23 年の東日本大震災においても、首

都圏や震源から約 700Km 離れた大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが長時間にわたり観測され、その対策の必要性が再認識されたことから、国は平成 28 年に長周期地震動への対策を取りまとめて公表しました。

このなかで、国から示された対象区域別の設計用長周期地震動の大きさが、設計時に構造計算に用いた地震動を上回る既存の超高層建築物等については、安全性の水準についての再検証や必要に応じた補強等の措置を講ずることが望ましいとされていることから、建物所有者に対して、リーフレットの送付等により情報提供に努めています。

⑥ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、パンフレット等により県民のみなさんに普及や啓発に努めています。

参考資料

1 名張市が実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

■木造住宅耐震事業

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の2/3の額(上限額は18万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:次の①と②を加算した額(最高110万円かつ工事費用まで) ① 工事費用の2/5の額(50万円が上限) ② 工事費用の2/3の額(50万円が上限)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・市が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

(2) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

■ 避難路沿道建築物耐震対策支援事業の概要

事業名	概要	補助率
避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金(避難路沿道建築物耐震対策促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適合建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。	国 1/2、県 1/4、市町 1/4 ※上限有り。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業

■ がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

事業名	概要	補助率
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅 ^(※1) の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含まます)に要する経費に対し補助を行う。 【対象地域】 ・建築基準法第 39 条第 1 項又は第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域 ^(※2) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」	除却費 :975 千円/戸 建設助成費 ・一般地域 :4,210 千円/戸 ・特殊土壌等 :7,318 千円/戸

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)

※2 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第 6 条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和 46 年 12 月以前に建築された住宅に限る。)